



康心会汐見台病院

# 産科だより

令和5年

## ◆産後の休業制度について

国会で育児休業中のリスクリング（学び直し）という発言が世間で注目を集めましたね。そこで、妊娠中から産後の休業制度についてお話ししたいと思います。

まず、出産前と出産直後に使える休業は「産前産後休業（産休）」と言い、労働基準法で定められています。休むことができる日数は、出産前は予定日を含む6週間（双子以上の場合は14週間）以内で、予定日より実際の出産日が後の場合はその差の日数分も休業に含まれます。しかし、取得する本人が会社へ妊娠の報告をし、産休取得のための申請をしなければ取ることができないため、妊娠が分かり次第なるべく早めに産休を取得する予定を報告するようにしましょう。出産後は8週間以内とされており、産後6週間は本人が希望しても就業できません。6週間経過後は本人が働くことを望み、かつ医師が支障ないと認めた場合に限り、働くことができます。しかし産後は身体面・精神面ともにとっても不安定な状態であるため、しっかりと休むことを第一に考えてほしいです。

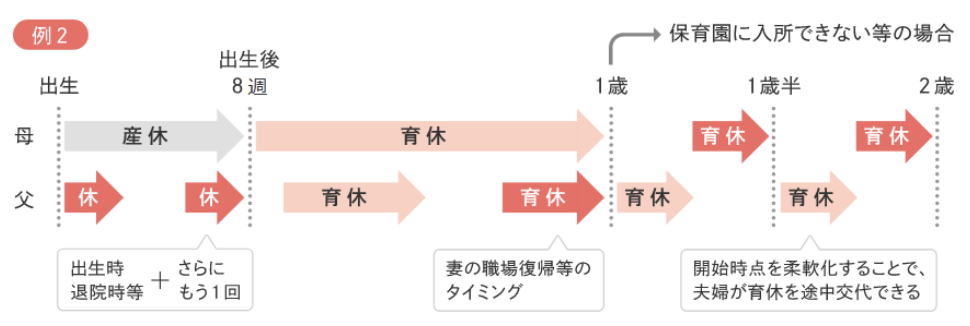
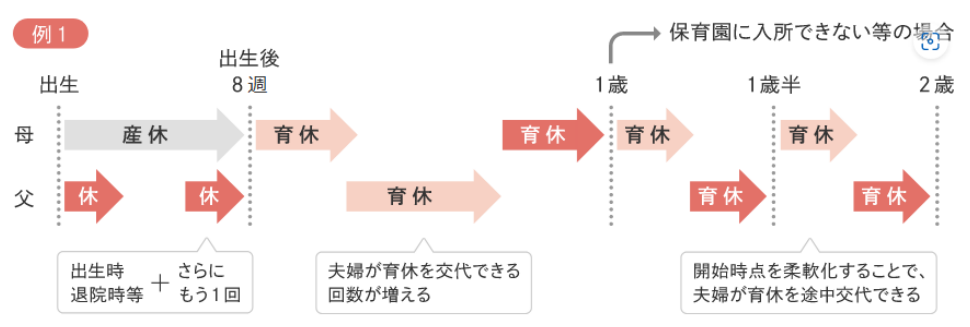
次に、令和4年10月1日から改正された育児・介護休業法で定められている「育児休業」についてです。原則1歳未満（1歳の誕生日の前日

まで）の子どもを養育するための休業で、性別を問わず、ご夫婦同時に取得することもできます。改正内容としては、新たに「産後パパ育児（出生時育児休業）」制度が創設されました。これは産後8週間以内に28日を限度として2回に分けて取得できる休業で、1歳までの育児休業とは別に取得できます。男性の育児取得促進のため、取得ニーズが高い出生直後の時期に、これまでよりも柔軟で取得しやすい休業として設けられました。また、もう一つのポイントは、これまで原則1回しか育児休業は取得できませんでしたが、男女ともそれぞれ2回まで取得することが可能になりました。以下に分割取得の例を掲載します。図には1歳以降も育児休業を取得できるような記載になっていますが、保育園に入所できないなどの要件を満たす必要があります。

詳しくは、厚生労働省のホームページにてご確認ください。



## 分割取得の例 [育児・介護休業法改正のポイント | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)より



- 産後パパ育休 → 新設(分割して2回取得可能)
- 育児休業 → 夫婦ともに分割して2回取得可能
- 1歳以降の育児休業 → 途中交代可能

◆今月の赤ちゃん  
お祝い膳の日だったママにゆっくりご飯を食べてもらおうと預かって、抱っこで落ち着いたところ。3090gの男の子。産まれて3日目ともなると、お腹が空いた！抱っこして！おしっこ出た！などのアピールが強くなってきます。

